

新型コロナウイルス感染症に関する支援策

税金などの徴収猶予		受付期間・対象	内 容	申請・問合せ先
国	国税（所得税・贈与税等）	令和2年3月から受付中	国税・県税について、令和2年2月分～令和2年6月分のいずれかの月の収入額が前年同期より2割程度以上減少した場合、原則1年間の徴収猶予が認められる場合があります。	福井税務署徴収担当 23-2690
	県税（自動車税・不動産取得税・事業所税等）	対象：納期限が令和2年2月分～令和3年1月分		福井県税事務所 21-0011
永平寺町	町税（町県民税・固定資産税・軽自動車税）	受付開始日：令和2年4月27日 対象：納期限が令和2年2月分～令和3年3月分	令和2年2月分～令和2年6月分のいずれかの月の収入額が前年同期より2割程度以上減少した場合、最大1年間の徴収猶予が認められる場合があります。	ワンストップ窓口 税務課 61-3944
	国民健康保険税			
	後期高齢者医療保険料			
	介護保険料			
	保育料・給食費	受付開始日：令和2年4月27日		
	上下水道料	対象：納期限が令和2年3月分～令和2年6月分		
	町営住宅使用料の納付期限延期	随時		
社協	一時的な資金の緊急貸付 （緊急小口資金） （総合支援資金）	令和2年3月25日から受付中	休業等による収入減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯に、特例の場合20万円以内を貸付します。無利子で、保証人は不要です。	永平寺町 社会福祉協議会 64-3000